

京都市宿泊税条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、地方税法（以下「法」という。）及び京都市市税条例において使用する用語の例による。

(宿泊料金)

第2条 京都市宿泊税条例（以下「条例」という。）第3条に規定する別に定めるものは、宿泊者が同条に規定する宿泊（以下「宿泊」という。）に関し支払うべき金額から次に掲げる額を控除した金額をいう。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室及び居室を除く。）の利用その他これらに類する役務の対価に相当する額
- (2) 宿泊に対して課される消費税、地方消費税、入湯税その他の税の額に相当する額
- (3) その他市長が宿泊の対価としての性質を有しないと認めるものに相当する額

(特別徴収義務者の指定の通知)

第3条 市長は、条例第8条第2項の規定により宿泊税の特別徴収義務者を指定したときは、宿泊税特別徴収義務者指定通知書によりその旨を当該特別徴収義務者に通知する。

(帳簿の記載事項)

第4条 条例第11条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 宿泊年月日
- (2) 税額の区分ごとの宿泊数及び課税免除となる宿泊数
- (3) 宿泊料金
- (4) 税額
- (5) その他市長が必要と認める事項

(申告納入の方法)

第5条 条例第12条第1項の規定による申告納入は、宿泊施設（条例第3条に規定する宿泊施設をいう。以下同じ。）ごとに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 条例第12条第2項に規定する申告納入すべき宿泊税額が別に定める金額以下であることその他の別に定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 次項の申請書を提出した日の属する月（第5号において「申請月」という。）の前12箇月間（以下この項において「対象期間」という。）において、申告納入すべき宿泊

税額の宿泊施設ごとの合計額が240万円以下であること。

- (2) 条例第12条第3項の規定による取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。
- (3) 対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
- (4) 対象期間において、徴収金を滞納していないこと。
- (5) 申請月の12箇月前の月の初日までに、宿泊税の特別徴収義務者が、申告納入に係る宿泊施設について旅館業法第3条第1項の規定による許可を受け、又は住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出を行っていること。
- (6) 宿泊税の特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

3 条例第12条第2項の規定による承認を受けようとする者は、宿泊税の納入申告書の提出期限の特例に関する申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その承認又は不承認を決定し、文書によりその旨を申請者に通知する。

5 市長は、条例第12条第3項の規定による承認を取り消したときは、宿泊税の納入申告書の提出期限の特例に関する承認の取消通知書によりその旨を当該特別徴収義務者に通知する。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等)

第6条 条例第13条第1項の規定による申請は、徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて行わなければならない。

2 条例第13条第3項の規定による通知は、文書により行うものとする。

(納入書等の様式)

第7条 納入書、申請書、通知書等の様式は、次の表に掲げるところによる。

名 称	事 項	様 式
宿泊税特別徴収義務者指定通知書	第3条関係	第1号様式
旅館業・住宅宿泊事業経営申告書	条例第9条関係	第2号様式

宿泊税納税管理人申告書・承認申請書	条例第10条第1項関係	第3号様式
宿泊税納入申告書	条例第12条第1項関係	第4号様式
宿泊税納入書	条例第12条第1項関係	第5号様式
宿泊税の納入申告書の提出期限の特例に関する申請書	第5条第3項関係	第6号様式
宿泊税の納入申告書の提出期限の特例に関する承認の取消通知書	第5条第5項関係	第7号様式
宿泊税更正・決定・加算金額の決定通知書	条例第14条第1項及び第16条第1項関係	第8号様式
宿泊税延滞金減免申請書	条例第15条第2項関係	第9号様式

2 前項に定めるもののほか、法第1章の規定及び条例第17条の規定により適用される京都市市税条例第1章の規定に基づく申請書、通知書等の様式は、京都市市税条例施行細則第10条の表に掲げる様式による。

(京都市市税条例施行細則の適用)

第8条 この規則に定めるもののほか、宿泊税の賦課徴収については、京都市市税条例施行細則第3条から第4条の3までの規定を適用する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、法及び条例の施行に関し必要な事項は、行財政局財政担当局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(納入申告書の提出期限の特例に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に条例第3条に規定する旅館業又は住宅宿泊事業を営んでいる者に対する第5条第2項の規定の適用については、平成31年9月30日までの間に

限り、「(6) 宿泊税の特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。」とあるのは、

「(6) 宿泊施設の規模が次のいずれかに該当するものであること。


ア 条例第3条に規定する旅館業に係る施設にあつては、宿

泊定員が50名以下であること。

イ 条例第3条に規定する住宅宿泊事業に係る住宅にあつて
は、住宅宿泊事業の用に供する居室の床面積が165平方
メートル以下であること。とする。

(7) 宿泊税の特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿
泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。 」

第1号様式

指 定 番 号	宿 泊 税 特 別 徴 収 義 務 者 指 定 通 知 書	
住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称)	第 号 年 月 日	様 京都市長 
京都市宿泊税条例第8条第2項の規定により、次のとおり特別徴収義務者として指定しましたので、京都市宿泊税条例施行規則第3条の規定により通知します。		
宿 泊 施 設	所 在 地	
	名 称	
特 別 徴 収 義 務 者	住 所 又 は 所 在 地	
	氏 名 又 は 名 称	
指 定 の 理 由		

備考 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

第2号様式

旅館業 経営申告書
住宅宿泊事業

(宛先) 京 都 市 長		年 月 日												
申告者の住所 (法人にあつては, 主たる事務所 の所在地)		申告者の氏名 (法人にあつては, 名称及び代表者名) <div style="text-align: right;">(印)</div> 電話 —												
(ふりがな)		個人番号又												
担当者氏名		は法人番号												

<input type="checkbox"/> 旅館業 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業		の経営を開始するので, 京都市宿泊税条例第9条の規定により申告します。											
申告の区分		<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 ()											
経営開始又は異動年月日		年 月 日											
宿泊施設	所在地												
	(ふりがな)												
	名称												
施設の概要		宿泊定員											人
		部屋数											室
		宿泊料金											円
旅館業法による営業許可日又は住宅宿泊事業法による届出日		年 月 日											
住宅宿泊仲介業者の利用の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (住宅宿泊仲介事業者の名称)											
備考 (上記以外の変更等)													

注1 該当する□には, レ印を記入してください。

2 この申告書には, 次の書類を添付してください。

- (1) 宿泊料金を確認することができる資料
- (2) 旅館業法による許可証又は住宅宿泊事業法による届出番号通知書の写し

第3号様式

宿泊税納税管理人 申告書
承認申請書

		指 定 番 号										
(宛先) 京 都 市 長												年 月 日
申告者又は申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	申告者又は申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）											電話 — ⑩
	個人番号又は法人番号											

京都市宿泊税条例第10条第1項の規定により、
京都市内に住所等を有する納税管理人を
京都市外

定めること 申告
変更すること について、 承認の申請 をします。

定めた、又は定めようとする納税管理人	住所（法人にあつては、事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）	電話 —
変更後の納税管理人	住所（法人にあつては、事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）	電話 —
変更前の納税管理人	住所（法人にあつては、事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）	電話 —
理 由		
上記の納税義務者の納税管理人となることを承諾しました。		
年 月 日		
納税管理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）		⑩

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第4号様式

宿泊税納入申告書

		指 定 番 号			
(宛先) 京 都 市 長		年 月 日			
申告者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)		申告者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)			
		電話 — (印)			
		個人番号又は法人番号			
この申告に係る 宿泊施設	所在地				
	名称				

宿泊税の納入について、京都市宿泊税条例第12条第1項の規定により申告します。					
年 月分	区 分		A 宿泊数	B 税 率	税額 (A×B)
	宿泊料金 (1人1泊)	①2万円未満	泊	200円	⑤ 円
		②2万円以上5万円未満	泊	500円	⑥ 円
		③5万円以上	泊	1,000円	⑦ 円
	課税対象となる宿泊数 (①+②+③)		泊	納入すべき税額	円
課税免除		泊	(⑤+⑥+⑦)		
年 月分	区 分		A 宿泊数	B 税 率	税額 (A×B)
	宿泊料金 (1人1泊)	①2万円未満	泊	200円	⑤ 円
		②2万円以上5万円未満	泊	500円	⑥ 円
		③5万円以上	泊	1,000円	⑦ 円
	課税対象となる宿泊数 (①+②+③)		泊	納入すべき税額	円
課税免除		泊	(⑤+⑥+⑦)		
年 月分	区 分		A 宿泊数	B 税 率	税額 (A×B)
	宿泊料金 (1人1泊)	①2万円未満	泊	200円	⑤ 円
		②2万円以上5万円未満	泊	500円	⑥ 円
		③5万円以上	泊	1,000円	⑦ 円
	課税対象となる宿泊数 (①+②+③)		泊	納入すべき税額	円
課税免除		泊	(⑤+⑥+⑦)		

注 この申告書は、前月中の宿泊について記載し、毎月末日までに提出してください。ただし、京都市宿泊税条例第12条第2項の規定による承認を受けているときは、3月、6月、9月及び12月の末日までに提出してください。

第5号様式

京都府 京都市	宿泊税領収証書 ㊦
市区町村コード	

京都府 京都市	宿泊税納入書 ㊦
市区町村コード	

京都府 京都市	宿泊税納入済通知書 ㊦
市区町村コード	

口座番号		加入者名								
		京都市会計管理者								
申告年月		申告区分		指定番号						
		申告更正決定								
納入金額	税額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	延滞金									
	加算金									
	合計額									
納期限		年 月 日								
(特別徴収義務者) 住所又は所在地										
氏名又は名称		様								
上記のとおり領収しました。 〔証券による納入の場合、証券金額の支払がなかったときは、この領収証書は、失効します。〕		領収日付印								
京都市指定金融機関 京都市収納代理金融機関 京都市区会計管理者										

(納入者保管)

口座番号		加入者名								
		京都市会計管理者								
申告年月		申告区分		指定番号						
		申告更正決定								
納入金額	税額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	延滞金									
	加算金									
	合計額									
納期限		年 月 日								
(特別徴収義務者) 住所又は所在地										
氏名又は名称		様								
上記のとおり納入します。		領収日付印								
日計	口 円									

(金融機関又は郵便局等保管)

口座番号		加入者名								
		京都市会計管理者								
申告年月		申告区分		指定番号						
		申告更正決定								
納入金額	税額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	延滞金									
	加算金									
	合計額									
納期限		年 月 日								
(特別徴収義務者) 住所又は所在地										
氏名又は名称		様								
取りまとめ局		領収日付印								
上記のとおり通知します。 (宛先)京都市長										
京都市指定金融機関 京都市収納代理金融機関 京都市区会計管理者										

(京都市保管)

第6号様式

宿泊税の納入申告書の提出期限の特例に関する申請書

		指 定 番 号												
(宛先) 京 都 市 長		年 月 日												
申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)													
	電話 — (印)													
個人番号又は法人番号														

京都市宿泊税条例第12条第2項の規定による納入申告書の提出期限の特例についての承認を受けたいので申請します。		
承認を受けようとする宿泊施設	所在地	
	名称	
	経営開始年月日	
特例の適用を受けようとする税額	年 月分 (月末日納期分) 以後の税額	
対象期間における申告納入すべき宿泊税額の宿泊施設ごとの合計額	円	
旅館業法による営業許可日又は住宅宿泊事業法による届出日	年 月 日	許可番号又は届出番号

注1 「対象期間」とは、この申請書を提出する日の属する月の前12箇月間をいいます。

2 次のいずれかに該当する場合には、承認を受けることができません。

- (1) 京都市宿泊税条例第12条第3項の規定による承認の取消しを受けてから、1年を経過していない場合
- (2) 対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けたことがある場合
- (3) 対象期間において、市税又はその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金若しくは滞納処分費の滞納がある場合

第7号様式

宿泊税の納入申告書の提出期限の特例に関する承認の取消通知書

(指定番号)	年 月 日	第 号
様		
京 都 市 長		印

京都市宿泊税条例第12条第3項の規定により、次のとおり承認を取り消したので、京都市宿泊税条例施行規則第5条第5項の規定により通知します。		
承認の取消しに係る宿泊施設	所在地	
	名称	
特例の適用を受けないこととなる税額	年 月分（ 月末日納期分）以後の税額	
取消しの理由		

備考 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

更正・決定
宿 泊 税 通 知 書 第 号
加算金額の決定

指 定 番 号		地方税法第 条第 項の規定により、 下記のとおり 更正・決定 したので、 加算金額を決定 したため、 通知します。 年 月 日 京都市長 印
特別徴収義務者	様	

更正・決定等の理由				
区 分	更正・決定の額		既に納入の 確定した宿 泊税額	差 引 増 減 額
	税 率	宿 泊 数		
年 月 分	200円	円	円	円
	500円			
	1,000円			
小 計	200円			
////////////////////				
小 計	200円			
年 月 分	200円			
	500円			
	1,000円			
小 計				
この通知により納入すべき宿泊税額 ①				
加 算 金 額	区 分	基礎となる税額	算 定 率	加 算 金 額
	過 少 申 告 加 算 金 額	通常分	円	100
		加重分		100
	不 申 告 加 算 金 額	通常分		100
		加重分		100
重 加 算 金 額			100	
納入すべき加算金額 ②				
不足税額 に対する 延滞金	③	京都市宿泊税条例第12条第1項の申告納入期限（以下「納期限」といいます。）の翌日から納入の 日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未 満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日か ら指定納期限までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、 年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、年14 .6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した 割合、年7.3パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加 算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割 合））で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、36 5日当たりの割合です。 なお、指定納期限までの延滞金は、 円です。		
この通知により納入すべき額 (①+②+③)		円	指 定 納 期 限	年 月 日

注 「特例基準割合」とは、各年の前年に租税特別措置法第9条第2項の規定により告示された割合に
 年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。
 備考 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とす
 べき者、出訴期間等を記載すること。

第9号様式

宿泊税延滞金減免申請書

(宛先) 京 都 市 長		年 月 日											
申請者の住所 (法人にあっては、 主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)											(印)	
	電話 ー												
個人番号又 は法人番号													

京都市宿泊税条例第15条第2項の規定により、次のとおり延滞金の減免を申請します。

年	月	税 額	納期限	納付日	延 滞 金 額
		円			円
合 計					
減免を受けようとする理由及び期間					

注 この申請書には、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。